

平成27年5月28日

答申第536号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、四半期業務報告の「『3か年の基本方針』の達成状況を測る世論調査について」に関して「受信料の公平負担の実現度30%について ① 目標値（5年、10年先） ② 過去値（5年、10年前）」について開示の求めがあった。

NHKは、いずれも文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

なお、NHKは当該世論調査を平成24年度から実施している。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年5月28日（第217回審議委員会）

第550号諮問、審議、答申